

○阿波市がんばる企業応援事業補助金交付要綱

平成31年4月25日

告示第56号

改正 令和2年3月30日告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、産業振興の基盤となる市内中小企業者等を支援することにより、阿波市中小企業振興基本条例(平成30年阿波市条例第33号)第1条に規定する「地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ること」を目的として、予算の範囲内で補助金を交付する阿波市がんばる企業応援事業補助金(以下「補助金」という。))について、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。))は、別表に掲げる者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者(以下「中小企業者等」という。))又はその2者以上の者が構成した団体及び協同組合等(以下「組合等」という。))のいずれかに該当すること。
- (2) 本市内に住所及び事業所(法人にあっては、本店又は主たる事業所)を有すること。
- (3) 本市の市税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (5) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。

2 次の各号に掲げる区域のいずれかに事業所を有する者は、前項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 阿波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成22年阿波市条例第19号)第3条に規定する区域

(2) 阿波市工場立地法地域準則条例(平成30年阿波市条例第8号)第3条に規定する区域

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。))は、別表に掲げる事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 交付申請日が属する年度内において実施され、補助金の交付の対象となる経費(以下

「補助対象経費」という。)の支払が当該年度内に完了するもの

(2) 補助対象経費に対する国、本市以外の地方公共団体、公益法人等の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定のないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とならないものとする。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる中分類一―農業(小分類十四―園芸サービス業を除く。)に属する事業所の業務の遂行に通常必要と認められる事業

(2) 同一会計年度内において、伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金交付要綱(平成30年阿波市告示第32号)第2条に規定する伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業費補助金の交付を受けている又は受ける予定のある事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除くものとする。

2 補助金の額は、補助対象事業ごとに、補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額と補助限度額のいずれか低い額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の着手前に阿波市が定める企業応援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 経費内訳書(様式第4号)

(4) 誓約書兼同意書(様式第5号)

(5) 補助対象事業の概要が分かる書類

(6) 補助対象経費に係る見積書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる事業区分の創業に係る事業を実施する者のうち、創業前又は創業後間もないため事業計画書(様式第2号の1)に掲げる書類を添えて交付申請書を市長に提出することができない者は、別途市長が指定する日までに市長が必要と認

める書類を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者は、実施期間が年度をまたぐ補助対象事業(以下この項において単に「事業」という。)については、事業着手後に補助金の交付申請を行うものとする。この場合において、補助対象者は、事業着手前にその旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、交付申請書及びその添付書類の内容を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付することができるものとする。
- 3 市長は、補助金交付の適否を決定したときは、速やかに阿波市がんばる企業応援事業補助金交付決定通知書(様式第6号。以下「交付決定通知書」という。)又は阿波市がんばる企業応援事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により当該補助対象者に通知するものとする。
- 4 同一会計年度において、同一補助対象者が補助対象事業に係る補助金の交付を受けられることができる額は、合計30万円までとする。
- 5 同一会計年度において、同一補助対象者が補助対象事業に係る補助金の交付を受けられることができる回数は別表に掲げる事業区分ごとに1回までとする。
- 6 同一会計年度において、補助対象者が同一補助対象事業に係る補助金の交付を受けられることができる回数は1回までとする。

(助言)

第7条 市長は、補助金交付の適否を決定するに当たり、必要があるときは中小企業の支援に関し識見を有する者に助言を求めることができるものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 第6条の規定による交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、阿波市がんばる企業応援事業変更承認申請書(様式第8号。以下「変更承認申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(様式第2号)
- (2) 変更後の収支予算書(様式第3号)

(3) 変更後の経費内訳書(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による軽微な変更とは、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更のみであって、経費の費目及び交付決定を受けた補助金の額の変更を伴わないものをいう。
- 3 市長は、第1項の規定による補助事業の変更承認申請を受理したときは、変更承認申請書及びその添付書類の内容を審査し、相当と認めたときは、阿波市がんばる企業応援事業変更承認通知書(様式第9号)により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、前項の場合において補助事業の変更の目的を達成するため、必要があるときは交付決定の内容を変更し、又は新たな条件を付することができるものとする。
- 5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、阿波市がんばる企業応援事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、阿波市がんばる企業応援事業中止(廃止)承認通知書(様式第11号)により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 7 市長は、第3項及び前項の規定による審査の上、補助事業の変更、中止若しくは廃止を不相当と認めたときは、阿波市がんばる企業応援事業変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第12号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い期日までに阿波市がんばる企業応援事業補助金実績報告書(様式第13号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 経費内訳書(様式第4号)

(2) 収支決算書(様式第14号)

(3) 補助事業の支出関係を証明する書類の写し

(4) 補助事業の実施状況写真

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する場合において、第5条第2項に規定する者は、市長が必要と認める書類を市長に提出した日又は補助事業完了の日のいずれか遅い日を補助事業完了の日とみなすものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、実績報告書及びその添付書類の内容を審査し、必要があるときは現地調査等を行い、相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿波市ががんばる企業応援事業補助金確定通知書(様式第15号。以下「確定通知書」という。)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた補助事業者は、阿波市ががんばる企業応援事業補助金請求書(様式第16号)により市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この告示又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正行為があったとき。
- (4) 補助事業の実施方法が適正でないと認めたとき。

(関係書類の整備及び保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(状況の報告)

第14条 市長は、補助金の交付後5年間を目途に、必要があるときは、補助事業者に補助事業の状況報告を求めることができるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日告示第39号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条—第5条関係)

事業区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
創業	市内での創業又は第二創業に係る店舗又は事業所の開設若しくは販路開拓を目的とした広告宣伝	市内で創業又は第二創業しようとする個人、中小企業者等又は組合等(当該創業後5年を経過しない者を含む。)であって、当該創業に当たり、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を交付された者	工事費、修繕費、インターネット開設費、不動産取引手数料(店舗又は事業所に係るものに限る。)、印刷製本費、広告宣伝費、旅費等	3分の2	30万円	(1) 補助対象者のうち、過去に同一の事業区分で補助金を交付された者を除く。 (2) 住居を兼ねる店舗又は事業所の場合は、住居部分に係る各種経費は補助対象外とする。 (3) 第二創業とは、既に事業を営んでいる中小企業者等又は組合等が、業態転換や新規事業へ進出することをいう。
事業承継	市内での事業承継に係る店舗又は事業所の改修若しくは販路開拓を目的とした広告宣伝	市内で事業承継した個人、中小企業者等又は組合等(当該事業承継後5年を経過する者を除く。)	工事費、修繕費、各種変更登記に係る経費、印刷製本費、広告宣伝費、旅費等	(1) 2分の1 (2) 補助対象者のうち、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を交付された者は3分の2	30万円	(1) 補助対象者のうち、過去に同一の事業区分で補助金を交付された者を除く。 (2) 住居を兼ねる店舗又は事業所の場合は、住居部分に係る各種経費は補助対象外とする。
新製品・新規事業 広告宣伝	新製品や新規事業の販路開拓を目的とした広告宣伝	中小企業者等又は組合等	印刷製本費、広告宣伝費、旅費等	2分の1	20万円	(1) 新製品や新規事業のうち、販売又は事業開始後3年を経過するものを除く。 (2) 新製品や新規事業のうち、過去に同一の事業区分で補助金を交付されたものを除く。

展示会出展	徳島県外で開催される販売を主目的としない一定以上の規模の展示会、見本市、商談会その他これらに類する催事への出展	中小企業者等又は組合等	出展料、小間装飾料、備品使用料、運搬費、旅費等	2分の1	10万円	(1) 出展品目のうち、過去に同一の事業区分で補助金を交付されたものを除く。 (2) 同一会計年度内に複数回出展する場合、補助金の額が最も高くなる一出展を補助対象事業とする。
ネットショッピング開業	自社ウェブサイトの開設又は改良、他者ウェブサイトへの出店等ウェブサイト上での商品及びサービスの販売に向けた取組	中小企業者等又は組合等	委託料、独自ドメイン取得費、ネットショッピングモール初期登録費及び月額利用料等	2分の1	10万円	ネットショッピングモール月額利用料は、利用開始月から起算して最大6ヶ月分に限る。
人材確保	合同企業説明会への出展や大手求人サイトへの掲載、人材紹介事業者の活用等人材確保に向けた取組	中小企業者等又は組合等	出展料、備品使用料、印刷製本費、運搬費、旅費、求人サイト掲載料、報酬等	2分の1	10万円	人材紹介事業者のうち、労働者派遣事業に係る者を除く。
人材育成	業務に関する資格試験受験や研修受講の奨励、社員研修実施等人材育成に向けた取組	中小企業者等又は組合等	受験料、受講料、旅費、報酬、委託料等	2分の1	10万円	普通自動車運転免許証の取得及び資格の更新を除く。
職場環境改善	ワーク・ライフ・バランスの推進やICTツールの導入、徳島勤労者福祉サービスセンターへの新規加入、徳島県 HACCP 認証の取得等職場環境改善に向けた取組	中小企業者等又は組合等	工事費、機器購入費(補助対象事業の用に供するものに限る。)、報酬、委託料、徳島勤労者福祉サービスセンターに新規加入した企業の入会金及び会費等	2分の1	10万円	徳島勤労者福祉サービスセンターの会費は、入会月から起算して最大6ヶ月分に限る。
産業財産権取得	産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の取得に係る出願	中小企業者等又は組合等	出願料、委託料等	2分の1	10万円	同一会計年度内に複数回出願する場合、補助金の額が最も高くなる一出願を補助対象事業とする。

観光客誘致	民宿・民泊・土産店等の公衆無線 LAN ネットワーク整備やクレジットカード及び電子マネー決済の導入、インバウンド対応環境の整備等観光客誘致に向けた取組	中小企業者等又は組合等	工事費、機器購入費(補助対象事業の用に供するものに限る。)、報酬、委託料、通訳・翻訳料等	2分の1	10万円	公衆無線 LAN ネットワーク整備は、キャリアフリーかつ無料で接続できる環境に限る。
自社製品 PR	自社製品の販路開拓を目的としたパッケージデザインの刷新、自社ウェブサイトの開設又は改良、パンフレット又はカタログの作成等自社製品 PR に向けた取組	中小企業者等又は組合等	印刷製本費、広告宣伝費、旅費、ウェブサイト掲載料、報酬、委託料等	2分の1	10万円	(1) 過去に同一の事業区分で補助金を交付された事業と同一内容とみなされるものを除く。 (2) 補助対象者が属する事業所の通常業務とみなされるものを除く。